



海上・航空貨物情報連携の考え方について

2012年7月26日
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)

1. 海上・航空貨物情報連携の考え方について

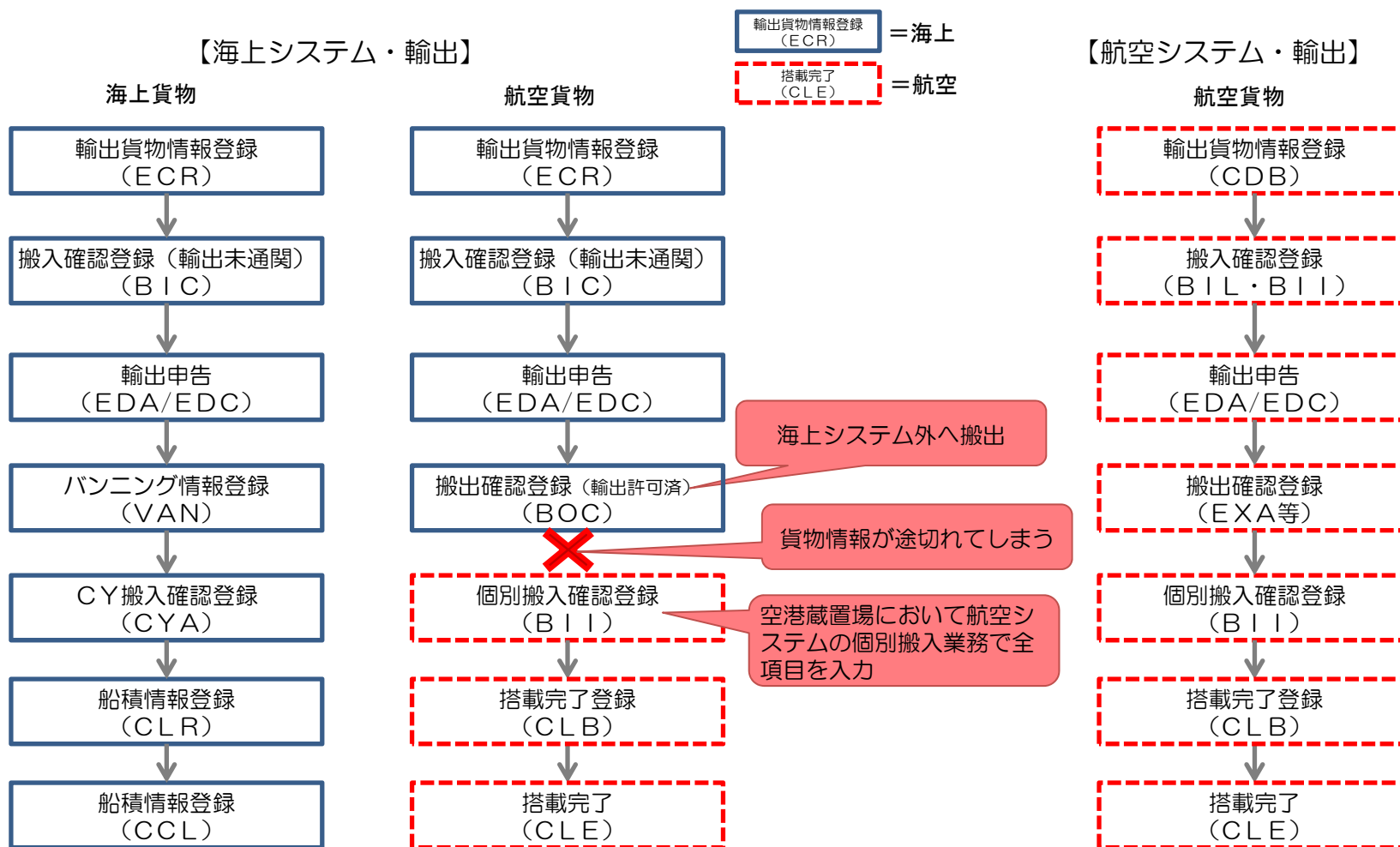
航空システムと海上システムにおける貨物情報連携について、以下のとおり整理のうえ、見直しの方向性を検討したい。

| 区分 | 概要 | 備考 |
|------------------------|--|----|
| 1. 個別検討事項 | 航空システムと海上システムにおける貨物情報連携の整理 | |
| 2. 現行仕様 | <ul style="list-style-type: none">・航空システムでは航空貨物のみ取り扱いであるのに対して、海上システムでは海上貨物及び航空貨物の取り扱いが可能である。・海上システムでは、航空貨物を登録して輸出入申告まで行うことが可能である。 | |
| 3. 見直しの経緯 (利用者の要望等) | <ul style="list-style-type: none">・NACCSは、上流から下流までの一気通貫型のシステムで、一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであるが、現在、以下のパターンの処理があり、メリットが活かされていない。・海上システムで航空貨物を登録した場合は、輸出入申告まで実施可能であるが、搭載等の後続業務を行うことができない。・航空システムで到着した貨物を海上システムで輸入通関処理をする場合、海上システムでシステム外搬入の手続きを行う必要がある。 | |
| 4. 次期仕様 | <ul style="list-style-type: none">・以下のいずれかの案により改善を図る。(案1) 海上システムで航空貨物を扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで扱うことにより、一気通貫処理を原則とする。(案2) 海上システムと航空システムの貨物連携機能を拡充し、海上で輸出許可した貨物情報を航空システムの搬入業務で処理できるようにするなどの改善を行う。 | |
| 5. その他 | | |

2. 輸出における問題点

海上システムで航空貨物として登録し輸出許可まで受け、航空で輸出するケース

⇒通関を受託した通関業者の営業所が海上地域で、自社システムが海上システムに対応しているため、海上システムで輸出許可まで受けた後、空港蔵置場に向けて保税運送し、空港でシステム外からの航空システムの個別搬入（B I I O 1による呼び出しはほとんど利用していない）



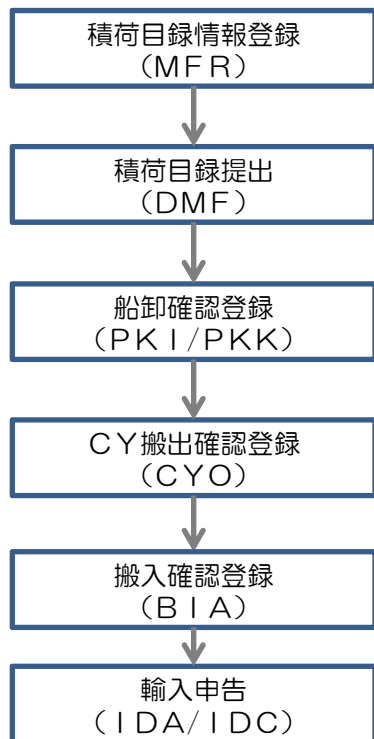
3. 輸入における問題点

航空貨物として到着した後、海上システムで通関するケース

⇒航空貨物として到着し、航空システムで貨物情報登録したのち、顧客の指定する保税蔵置場に保税運送し、海上システムでシステム外搬入をしてから輸入通関・許可を受ける。許可後の在庫管理までを業務の一貫として請け負っており、海上貨物も多く扱っていることから、どちらか一方で処理する必要がある（物量的には海上貨物が圧倒的に多い）。

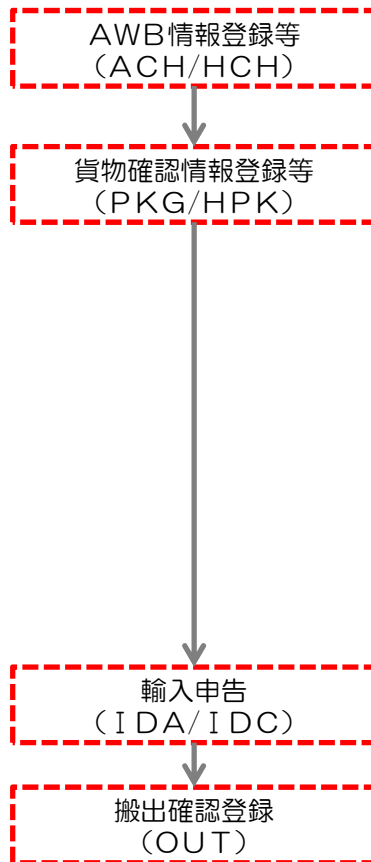
【海上システム・輸入】

海上貨物

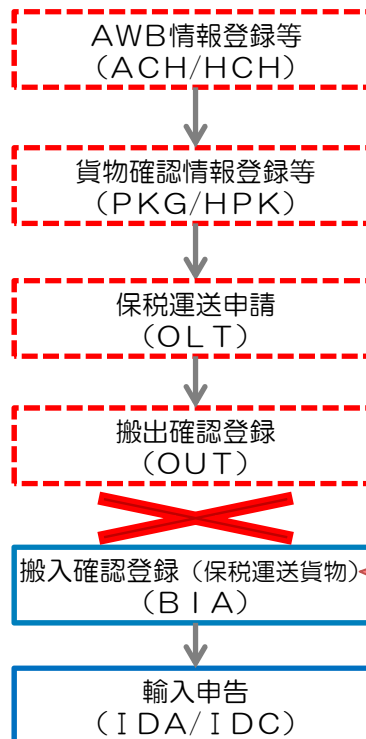


【航空システム・輸入】

航空貨物



航空貨物

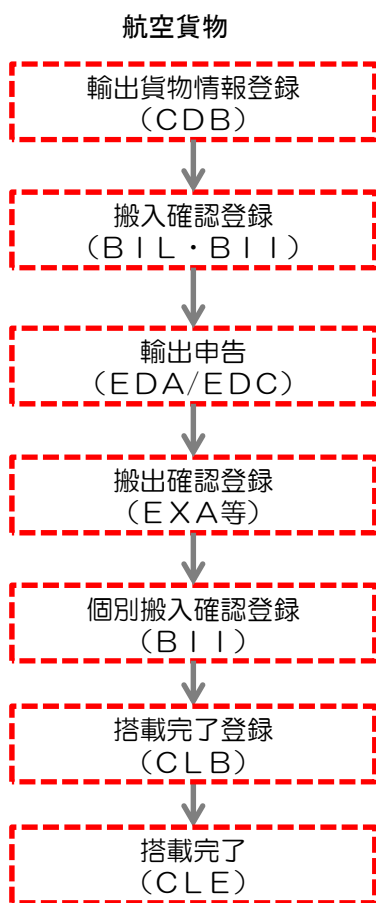
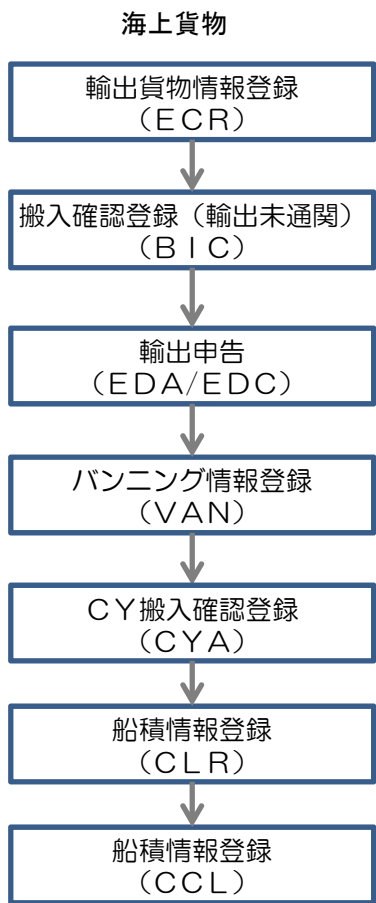


・顧客の指定する保税蔵置場に搬入
・海上貨物も蔵置されていることから処理を一本化するため海上システムで後続業務を処理

4. 見直しの方向性 1

方向性 1

海上システムにおける航空貨物の取り扱いを廃止し、航空貨物は航空システム、海上貨物は海上システムで処理する。
⇒現在、海上システムで航空貨物を扱っている利用者は、全ての業務を航空システムで実施するための対応が必要である。



5. 見直しの方向性2

方向性 2

海上システムにおける航空貨物の扱いを維持する。

貨物情報の連携機能を拡充して後続業務への連携を可能にする。

⇒航空貨物を海上システムで輸出貨物情報登録を行う場合、航空システムの搬入業務に必要な項目を、航空貨物を海上システムで輸入申告を行う予定の貨物については、AWB情報登録の際に、海上システムの搬入業務に必要な項目の追加登録が必要になる。

